

骨髓検査技師認定制度 指定施設申請の手引き

骨髓検査技師認定制度審議会会長 村上 純子
カリキュラム委員長 清水 長子
試験委員長 佐藤 尚武
資格審査委員長 田中由美子
指定施設認定委員長 丸茂 美幸

【目的】

指定施設は、骨髓検査技師認定制度審議会が骨髓検査技師育成のために必要と認めた指定施設であり、本手引きは骨髓検査技師認定制度指定施設認定申請にあたり、骨髓検査技師認定制度規則に基づき、指定施設申請に必要な事項を定めるものである。

【指定施設申請資格】

「I. 骨髓検査技師認定制度規則第 6 条」および「II. 骨髓検査技師認定制度施行細則第 2 条」に定める以外に以下の基準を満たす施設とする。

1. 骨髓検査実績が年間 120 症例以上ある病院であること。
2. 骨髓検査技師認定制度審議会が定めた骨髓検査技師認定制度指定カリキュラムに基づく研修プログラムが整備され、検査血液学・骨髓検査に関する研修指導体制がとられていること。
3. 血液関連検査および骨髓検査業務の全般を習得できる医療機関であり、骨髓検査ならびにその関連検査を実施していること。なお骨髓関連検査は、フローサイトメトリー（細胞表面マーカー）・染色体・遺伝子検査を指し、これらについては外部委託も可とする。

【指定施設申請の手続き】

1. 申請に必要な書類
 - 1) 骨髓検査技師認定制度指定施設申請書（様式 1）
 - 2) 臨床検査業務実績および研修施設内容説明書（様式 2）
 - 3) 申請書類受領連絡用はがき
官製はがき宛名欄に申請者の連絡先を記入する。
2. 認定申請料
無料
3. 申請受付期間（当日消印有効）
 - 1) 1月1日付の場合：前年9月1日から 9月30日まで
 - 2) 6月1日付の場合：当年1月1日から 1月31日まで

4. 申請書類の送付先

〒160 - 0016 東京都新宿区信濃町35 信濃町煉瓦館

(一財) 国際医学情報センター内

一般社団法人日本検査血液学会事務局

骨髄検査技師認定制度 指定施設認定委員会

TEL : 03-3350-9053 FAX : 03-3350-9056 e-mail : JSLH@imic.or.jp

(発送後2週間以内に申請書類受領連絡用はがきが返送されない場合は
電話でお問い合わせ下さい。)

5. 個人情報の保護について

申請された内容は、骨髄検査技師認定制度審議会において管理し、目的外には使用しないものとする。

但し、審議会承認された指定施設登録の情報は日本検査血液学会のホームページに掲載する。

【申請書作成上の注意】

1. 申請書類は学会ホームページからダウンロードして記入すること。直接入力して印刷したもので可。
2. 申請書類は様式が合っていれば、パソコン等で作成したものでも可。書類の用紙サイズはA-4版縦に統一する。

【施設登録】

骨髄検査技師認定制度審議会で適格と認められた施設に対して承認の上、施設登録を行う。

【諸費用】

1. 指定施設登録料
無料。
2. その他指定施設証発行に係わる費用
無料。

【研修施設への研修依頼】

研修希望者（または研修希望者の所属施設）は、骨髄検査技師認定制度指定施設に直接研修依頼をする。なお、研修先で必要とする契約、書類等については当事者間で取り交わすものとする。

【研修終了証明書の提出】

1. 研修終了後に提出する書類（指定施設）
 - 1) 骨髄検査技師養成のための研修内容に関する証明書
本証明書は研修者本人にも一部渡す。
 - 2) 申請書類の送付先
〒160 - 0016 東京都新宿区信濃町35 信濃町煉瓦館
(一財) 国際医学情報センター内
一般社団法人日本検査血液学会事務局
骨髄検査技師認定制度 指定施設認定委員会

2. 骨髄検査技師試験受験申請時に提出する書類（研修者）
 - 1) 骨髄検査技師養成のための研修に関する証明書
 - 2) 指定施設で研修した症例の骨髄検査症例提出書および骨髄検査所見

以上